



2021年度 税制改正大綱のポイント

項目	主な2021年度 税制改正		
個人所得課税	住宅ローン控除	控除期間 13年間の特例を1年延長し、合計所得金額1000万円以下の者は床面積40平方メートル以上の住宅も対象とするなど。	
	退職所得課税の適正化	勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金も、雇用の流動化等に配慮し、「退職所得控除額+300万円」を超える部分について2分の1課税を適用しない。	
	特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化	個人住民税において特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続が完結できるようにする。	
	セルフメディケーション税制についての一定の見直し	スイッチOTC医薬品対象の見直しと期間延長。健康診査等への取組関係書類について確定申告書への添付不要。	
	同族会社の株主等が受ける社債利子の課税方法の見直し	法人と特殊関係にある個人及び親族が支払いを受ける場合、総合課税の対象。	
	控除しきれなかった外国税額控除・源泉徴収税額等がある場合の確定申告書提出期限の変更	確定申告書、財産債務調書の提出期限を、現行の還付申告書の提出期限（5年間）と同様とする。	
	育児休業給付金・児童扶養手当・障害基礎年金等	引き続き、所得税を課さない。	
法人課税	研究開発税制	クラウド環境で提供するソフトウェアなどの研究開発投資を対象に追加など。	
	産業競争力強化法の改正関連	カーボンニュートルに向けた投資促進税制の創設	脱炭素化を加速する製品生産プロセスの省エネ化、脱炭素化するための最新設備の導入等について税額控除又は特別償却が可能。
		デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設	事業適応計画（仮称）に基づいて行うソフトウェア等の設備投資に30%の特別償却と税額控除（取得価額の3%迄）の選択適用ができる。
		繰越欠損金の控除上限の特例	事業適応計画（仮称）の認定を受けた場合、2年間に生じた欠損金額を翌期以後、最大5年間、適格投資の範囲内で繰越欠損金の100%繰越控除を可能とする。

(裏面へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

項目	主な2021年度 税制改正	
法人課税	給与等の引上げ・設備投資を行った場合の税額控除制度の見直し	新規雇用者へ一定の給与を増加させた企業に対し、税額控除（支給額の15%）ができる。 教育訓練費を増加させた一定の企業は税額控除額（20%）可能
	中小企業における所得拡大促進税制の見直し	雇用を増加させる企業を下支えする観点から、雇用者全体の給与等支給額に着目しに要件に見直した上で適用期限を2年延長。
	中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設	M & Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡でM & Aを実施する場合（取得価額10億円以下の場合に限る）、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み上げたときは、その積立金額を損金算入できることとする。
	中小企業投資促進税制	商業・サービス業・農林水産業活性化税制を中小企業投資促進税制に整理・統合し、適用期限を2年延長。対象となる指定事業に①不動産業、②物品賃貸業、③料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）を追加。
	自社株式等を対価としたM & Aに係る税制上の措置	買収会社の自社株式等を対価とするM & Aに係る対象会社株主に対する課税について、譲渡した対象会社株式に係る譲渡損益課税の繰延べを認める。
	中小企業者等の法人税の軽減税率の特例	軽減税率の特例の適用期限の2年延長する。
	中小企業経営強化税制についての見直し	一定の設備を加えたうえ、その適用期限を2年延長する。
資産課税	教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置	贈与から3年経過後も贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する。受贈者が贈与者の孫等の場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用する。
	海外からの高度金融人材に係る国外資産についての特例（相続税・贈与税）	国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始時又は贈与時において国内に居住する在留資格を有する者から国外財産を取得した場合は相続税、贈与税を課さない。
	直系尊属からの住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税措置等	非課税限度額を引き上げるとともに、面積要件を拡充する。
	土地に係る固定資産税等の負担調整措置	2021年度に限り、一定の宅地等及び農地について、2020年度の固定資産税の算定基準と同額に据え置き、固定資産税額を算定する。
	相続税・贈与税の納税猶予制度の拡充	一定の財産に係る相続税・贈与税の納税猶予・特例について、延長若しくは拡充を図る。

項目	主な2021年度 税制改正	
資産課税	<p>個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の範囲の拡充</p>	<p>特定事業用資産の範囲に一定のものが追加された。</p>
	<p>土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税</p>	<p>税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。</p>
	<p>宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準価格について</p>	<p>課税標準を取得価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長する。</p>
	<p>相続登記等の促進のための登録免許税の免税に関する特例措置の延長及び拡充</p>	<p>適用対象となる登記の範囲に、相続人が受け取る土地の所有権の保存登記を加えた上、その適用期限を1年延長する。</p>
消費課税及び国際課税	<p>自動車重量税の10%減税</p>	<p>排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置の適用期限を2年延長する。</p>
	<p>ビールに係る酒税の税率の特例措置の適用期限の延長</p>	<p>ビールに係る酒税の税率の特例措置の適用は、2018年度税制改正により2021年3月31日まで延長されていたが、改めて、2023年3月31日まで延長するものとする。</p>
	<p>課税売上に準ずる割合の適用開始時期の見直し</p>	<p>課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日1月を経過するまで日までに税務署長の承認を受けた場合には、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができる。</p>
	<p>内国法人が外国子会社から受ける配当等の額に係る外国源泉税等の取扱いの見直し</p>	<p>①外国子会社配当等益金不算入の適用を受けていない配当額に対する外国源泉税等の損金算入について、その配当額のうち、外国子会社合算税制との二重課税調整の対象とされる金額に対応する部分に限ることとする。 ②外国子会社配当等益金不算入の適用を受けていない配当額に対する外国源泉税等の外国税額控除について、その配当額のうち、外国子会社合算税制との二重課税調整の対象とされない金額に対応する部分につき、その適用を認めることとする(現行は①は全額損金算入。②は全額不適用。)</p>
その他・納税環境整備	<p>納税関係書類における押印義務の見直し</p>	<p>下記の書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講じる。 (1)担保提供関係書類及び物納手続き関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類 (2)相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類 2021年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用する。</p>

項目	主な2021年度 税制改正	
その他・納税環境整備	電子帳簿保存制度の見直し	承認制度を廃止する。その申告漏れに課される過少申告加算税の額は、通常課される過少申告加算税の額から申告漏れに係る所得税、法人税又は消費税の5%に相当する金額を控除した金額となる。
	国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し	承認制度を廃止する。付与期間(現行:3日以内)を記録事項の入力期間(最長約2月以内)と同様とするとともに、自署を不要とするほか、電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステムに置いて、タイムスタンプの付与に代えることができる。 電磁的記録の事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告若しくは修正申告又は更生若しくは決定等があった場合には、通常課される重加算税の額から申告漏れに係る本税の10%に相当する金額を加算した金額となる。上記の改正は2022年1月1日から施行する。
	納税管理人制度の拡充	納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務署長は、納税管理人の届出をすべきことを求められる。この求めにも関わらず届出を行わないときには、所轄税務署長は特定納税管理人を指定することができる。
	国際的徴収回避行為への対応整備	徴収共助の要請をした場合に徴収不足があると認められる場合において、その徴収不足が国税納期限の1年前の日以後に滞納者が行った国外財産の無償譲渡等に起因するときは、その無償譲渡の譲受人等は、第二次納税義務を負うこととする。2022年1月1日以後に滞納となった国税について適用する。
	地方納税システムの対象税目の拡大	地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目に固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車種別割を追加し、eLTAXを通じて電子納付することができるものとする。
	スマートフォンを使用した決済サービスによる納税手続きの創設	改正は2022年1月4日以後に納付する国税について適用する。 国税庁長官が指定する納付受付者に納付委託することができる。



参考文献： ■税制改正大綱 ■週刊税のしるべ



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中!

